

手話を取り巻く状況について

手話言語法(仮称)

手話言語条例

宍粟市手話言語条例検討委員会

嘉田真典

はじめに

- ・2006年国連「障害者の権利条約」
「手話は言語である」と明記されている。
- ・国内では2011年8月に「改正障害者基本法」が改定、「手話は言語に含まれる」ことが明記された。
- ・しかし、この法律は、さまざまな場で手話が言語として活用されるための具体的な施策は何も定めていない。「手話言語法」(仮称)が必要

言語の5つの権利

言語を獲得(かくとく)する

言語で学ぶ

言語を学ぶ

言語を使う

言語を守る

言語 = 日本語の場合

日本語を獲得する

日本語で学ぶ

日本語を学ぶ

日本語を使う

日本語を守る

日本語の場合は5つとも確立されている。

言語 = 手話の場合

手話を獲得する

手話で学ぶ

手話を学ぶ

手話を使う

手話を守る

手話は5つの権利が保障されているか！？

手話の5つの権利

手話を獲得(かくとく)する

- ・ろう者が手話を獲得・習得するための環境(教育の場)の保障
- ・ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供が必要

手話の5つの権利

手話で学ぶ

- ・ろう者がさまざまな知識を学ぶためには手話に熟練した教員が授業する。(直接アクセス) 例:ろう学校

- ・一般の学校で必要な場合

手話通訳を用意(間接アクセス)

キーワード 手話で学べる授業

手話の5つの権利

手話を学ぶ

- ・ろう者が使用する手話について、
理解を深めることができる環境が
用意される事が必要
例:「手話」の授業がある

手話の5つの権利

手話を使う

いつでもどこでも手話を使える

- ・手話で話す(直接アクセス)

例) デイサービス、お店

- ・手話通訳を利用する

(間接アクセス)

手話の5つの権利

手話を守る

手話を言語として普及・保存・研究
すること

手話を国民に広く理解され、支持を
得られるために必要

手話言語法（仮称）の目的

ろう者の完全な
社会参加の実現

手話を
守る
権利

手話を
獲得す
る権利

手話で
学ぶ
権利

手話を
使う
権利

手話を
学ぶ
権利

放送
通信
交通
建物利用
災害防災
映像文化
活字文化
地域社会
医療・保健・
介護
教育・療育
労働・雇用
住居（住まい

国による「手話言語法」(仮称) の制定をめざして

・都道府県・市町村議会から国に対して
「手話言語法(仮称)の早期制定を求める意見書」
の採択状況

27年10/6現在 **99.7%**

(採択自治体 / 自治体数)

都道府県 47 / 47

区市町村 1736 / 1741 (あと5)

兵庫 1県41市町議会で採択(100%)

近畿は9/28茨木市市会で意見書採択

手話言語法制定を目ざす取り組み

「手話言語法制定を求める全国集会」

全日本ろうあ連盟加盟団体等の代表者が行動

国会議員要請行動(8月27日・東京)

全体集会

「手話言語法制定を求めるパレード2015夏の陣」

全日本ろうあ連盟主催(8月28日)

1000人前後が集う。

冬の陣 12月11日予定

手話言語条例について





兵庫県 人口約550万人

手話言語条例制定市

加東市 4万人

篠山市 4万人

三木市 8万人

神戸市 150万人

明石市 29万人

(手話言語+障害者コミュニケーション条例)

条例制定に向けて検討中

丹波市・多可町・淡路市

宍粟市・宝塚市・三田市

加古川市・小野市

どんな手話言語法・条例をめざすのか

全日本ろうあ連盟

手話言語条例モデル要綱より

国の役割(手話言語法)

手話の5原則の確立

県の役割(手話言語条例)

県としての施策

県立聾学校、県聴協、情報提供施設の連携

市町村の役割(手話言語条例)

市としての施策

市民に手話を広めていく